

平成26年 6月 4日
国土交通省 政策統括官付

「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン」を公表します。

- 国土交通省では、高齢者や障がい者、外国人旅行者なども含め、誰もが必要に応じて移動に関する情報を入手し、積極的に活動ができるユニバーサル社会の構築に向け、ICT(情報通信技術)等を活用した歩行者移動支援サービスの普及に向けた取り組みを推進しています。
- この取り組みの一貫として、本ガイドラインでは、歩行者移動支援サービスの導入を検討している行政やNPO、民間事業者等向けに、サービス導入の際に参考となる実施手順やポイント等を取りまとめました。
- 本ガイドラインの作成にあたっては、平成23～25年に全国14カ所で実施した「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」における知見や成果を参考にしています。

【参考：「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」実施箇所】

平成23年度

北海道函館市、東京都中央区、京都府宇治市、長崎県長崎市

平成24年度

北海道旭川市、福島県いわき市、群馬県渋川市、三重県伊勢市、奈良県明日香村

平成25年度

福島県福島市、東京都狛江市、静岡県下田市、兵庫県豊岡市、島根県松江市

(詳細は、以下のURLをご参照ください。)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000034.html

- 本ガイドラインは、下記URLよりダウンロードいただけます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000002.html

ICT TOPページ → 各種資料

→ 歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン（平成26年3月版）

お問い合わせ先

国土交通省 政策統括官付	企画専門官	松田 和香(内線：53102)
	主査	今野 新 (内線：53115)
		TEL：03-5253-8111 (代表)
		03-5253-8794 (直通)
		FAX：03-5253-1675